

ちゅうぎんアプリ 利用規定

(2024年1月23日現在)

「ちゅうぎんアプリ」利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社中国銀行（以下、「当行」といいます）がお客さまのスマートフォン（以下、「端末」といいます）にダウンロードされたアプリケーション「ちゅうぎんアプリ」（以下、「本アプリ」といいます）を利用して提供する「ちゅうぎんアプリサービス」（以下、「本サービス」といいます）を、お客さまにご利用いただく場合の条件等を定めたものです。

お客さまは、本規定に同意（5条2項に定める事項に対する同意を含みます）していただいた場合に、本アプリをダウンロードし本サービスをご利用いただけます。

1. 本規定の適用範囲

- (1) 本規定は、本サービスを利用する方ご本人（以下、「利用者」といいます）に適用されます。
- (2) 利用者が本サービスを利用する場合には、本規定のほか「ちゅうぎん ID 利用規定」「振込規定」「普通預金規定」「通帳発行形態に関する特約」「ちゅうぎんカードローンコレカ規定・保証委託約款」「ちゅうぎん ATM・App カードローン規定・保証委託約款」「ちゅうぎんカードローン型教育ローン規定・保証委託約款」「証券取引約款」に記載の「証券振替決済口座管理約款」、「累積投資約款」、「投資信託定期・定額購入サービス約款」、「特定口座約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」等（以下、「関連規定等」という。）が適用されるものとします。
- (3) 本規定と関連規定等の内容に矛盾・抵触が生じた場合には、本規定で定めた内容が優先するものとします。
- (4) 本規定において使用される語句は、本規定において定義されるもののほかは関連規定等に従います。

2. 本サービス

本サービスの主な内容は以下のとおりです。

- (1) ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座の残高情報の提供
- (2) ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）、貯蓄預金および定期預金を対象とした入出金明細情報の提供
- (3) ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金を対象とした振替、当行本支店および他金融機関への振込ならびに日付指定での振込予約（以下「振込予約」といいます）取引の提供
- (4) カードローンの申込み・契約
- (5) ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、カードローン口座から借入する取引およびカードローン口座へ返済する取引の提供ならびに取引明細情報の提供
- (6) ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預

金を含みます) を対象とした引落予定情報の提供

- (7) プッシュ通知機能等を利用した、本アプリに関するお知らせや、当行の商品、サービスまたはキャンペーン等の情報の通知
- (8) 利用者の家族の口座を連携し、その家族のちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座の残高情報、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）、貯蓄預金および定期預金を対象とした入出金明細情報等の提供
- (9) 投資信託（NISA）の口座開設、取引

3. 利用条件等

(1) 利用対象者

本サービスをご利用いただける方は、ちゅうぎん ID のユーザー登録がある個人の利用者となります。ただし、個人の利用者でも事業性資金のお取引にはご利用いただくことはできません。

(2) 利用対象口座

本サービスご利用口座は、ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座に登録されている口座となります。

(3) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。なお、利用時間内であっても、臨時のシステムメンテナンスの実施等により本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。

(4) 利用できる機器

本アプリは当行所定の端末でのみご利用いただけます。ご利用いただける環境については、当行ホームページでご確認ください。

(5) 利用登録

本サービスの利用を希望する利用者は、本規定を承認したうえで、本サービスの利用登録をおこなうものとします。

(6) 本アプリの利用およびダウンロード（本アプリのバージョンアップなどの再ダウンロードを含みます）にかかる通信料は利用者のご負担となります。

(7) 当行は、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合、本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更をおこなうことがあります。

4. 本人確認

本サービスのご利用についての利用者の確認は次の方法によりおこなうものとします。

(1) ちゅうぎん ID でのログイン時

本アプリの利用登録時に、ちゅうぎん ID のログインによるユーザー名（または店番号および口座番号）とパスワードの一致の確認をすることで本人確認をおこないます。そのうえで、

ログインパスワードの設定をおこなう必要があります。

本アプリログアウト後に再ログインする際も、ちゅうぎん ID のログインによるユーザー名（または店番号および口座番号）とパスワードの一致の確認をすることで本人確認をおこないます。

(2) ログインパスワード

本アプリを起動した際はログインパスワードにてログインしてください。

- ① ログインパスワードとは、本アプリ起動時に、ちゅうぎん ID の代わりに利用者が登録した 6 桁の数字を、利用者の本人確認の方法として用いる機能をいいます。
- ② 本アプリの利用登録時には、ログインパスワードを本アプリに登録してください。なお、他人から推測されやすい生年月日や連続した数字は避け、他人に知られないように管理してください。
- ③ ログインパスワードを失念した場合は、ちゅうぎん ID でログイン後、本アプリ上で再度登録をおこなってください。

(3) 当行届出電話番号による追加認証

- ① 当行届出の電話番号による追加認証は、本サービスの利用に際して利用者の代表口座に登録された電話番号あてに、自動音声またはショートメッセージにて認証番号が通知され、第 4 条第 1 項および第 2 項に定められた本人確認に加えて、通知された認証番号を端末の画面上に入力することにより、本人確認をおこなう機能をいいます。
- ② 通知された認証番号には、所定の有効期限があります。有効期限が切れた場合、再度初めから操作していただく必要があります。
- ③ 認証番号は、他人に教えないでください。

(4) 生体認証機能

- ① 生体認証機能とは、本アプリ起動時や登録先への振込等の際、ログインパスワードの代わりに利用者ご自身の生体情報（利用者の端末に登録されている生体認証機能）を利用者の本人確認の方法として用いる機能をいいます。
- ② 生体認証機能は利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している場合のみ用いることができます。また、利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している機種であっても、端末自体の制約によりご利用いただけない場合があります。
- ③ 当行は登録された生体情報自体の取得はおこなわないため、生体情報の管理責任・義務を負いません。登録された生体情報および認証データが保存された利用者の端末は、利用者の責任において厳重に管理するものとします。

5. 本サービスの機能等

(1) 本サービスでは、本アプリを利用して以下の各機能を提供します。

① 残高照会

ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座の残高照会ができます。定期預金は明細番号ごとの残高が照会できます。

② 入出金明細

ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）、貯蓄預金、定期預金の入出金明細の照会ができます。ちゅうぎん ID のユーザー登録月の 3 か月前の 1 日にさかのぼって明細データを蓄積し、10 年を超えた過去の明細データは 1 か月単位で閲覧できなくなります。

③ 振替

ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金の間で、利用者が指定した金額を振替えることができます。

④ 振込

- ・ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金から、利用者の依頼に基づき、利用者が指定した金額を当行本支店および他金融機関口座あてに振り込むことができます。

- ・振込は、即時または振込予約にて行うことができます。振込予約の場合、7 営業日先までの日付を指定することができます。

- ・振込および振込予約の受付にあたり、当行所定の手数料等（消費税等含む）をいただきます。また、「入金口座なし」等の事由により、振込資金が支払指定元の口座に返却された場合、振込手数料は返却しません。

- ・本サービスで受付けた振込は、原則として変更・組戻しはできません。ただし、当行がやむを得ないと認めて、変更・組戻しを受付ける場合は、ちゅうぎんテレフォンバンキングセンター（以下、「センター」といいます）あてに電話で依頼するか当行の窓口で依頼するものとし、当行所定の方法で本人確認をしたうえで手続きをおこないます。なお、センターまたは当行窓口への連絡時期等によっては、変更または組戻しができないことがあります。組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻し手数料（消費税等を含む）をいただきます。振込予約により受付けた振込予定日当日における振込について同様とします。

- ・振込予約での受付の場合、振込予定日の前日までに当該予約を取り消すことはできませんが、振込予定日当日の取消しはできません。

⑤ カードローン申込み・契約、取引

- ・本アプリから、当行所定のカードローンをご案内する場合があります。カードローンの案内を受けた利用者は、本アプリから当該カードローンの申込みを行えます。なお、カードローンの契約には審査があります。

- ・カードローンの借入は、ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、対象のカードローン口座から、利用者が指定した金額を円貨普通預金または貯蓄預金に入金することでおこないます。対象のカードローン口座は、カードローン口座（カードローンミニは除きます）および教育ローン（カードローン型）口座とします。

- ・カードローンの返済は、ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、

円貨普通預金または貯蓄預金から、利用者が指定した金額を引き落とし、対象のカードローン口座へ入金することでおこないます。なお、貸越残高を超過する入金はお取扱いしません。対象のカードローン口座は、カードローン口座（カードローンミニは除きます）、教育ローン（カードローン型）口座とします。

- ・借入および返済は、操作完了後即時に取引処理をおこないます。
- ・ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、対象のカードローン口座でおこなわれた取引について、取引明細を照会することができます。ちゅうぎん ID のユーザー登録月の3か月前（ただし、2022年1月以降が対象）の1日にさかのぼって明細データを蓄積し、10年を超えた過去の明細データは1か月単位で閲覧できなくなります。

⑥ 引落予定明細照会・通知

- ・ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、対象の普通預金口座において照会日の翌営業日から3営業日先までに予定されている引落明細を表示します。
- ・表示対象の引落予定明細は、当行所定の項目とします。なお、引落し不能による再振替は、表示対象外となります。また、サービス利用口座のちゅうぎん ID への追加登録のタイミングなどにより、引落予定明細が表示されない場合があります。
- ・引落予定日の前日に、プッシュ通知にて引落予定がある旨をお知らせします。本通知を受取るには、通知許可をオンにしてください必要があります。

⑦ プッシュ通知

利用者の端末へ、本アプリに関するお知らせや、当行商品、サービスまたはキャンペーン等の情報をプッシュ通知にて通知することがあります。プッシュ通知を希望しない場合は、本アプリの設定画面にて通知許可をオフにしてください。また、当行からのプッシュ通知は、利用者の受領可否に関わらず、通常到達すべき時に利用者に通知したものとみなします。

⑧ レコメンド機能

本アプリから、利用者にあわせて当行商品、サービスまたはキャンペーン等の情報をバナーやポップアップにて通知することがあります。

⑨ 家族口座の連携

利用者の家族等の利用者（以下、「家族等利用者」といいます）は、自らのちゅうぎん ID でログインし、ちゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち任意の口座を、利用者の本サービスに追加することができます。利用者は、追加された家族等利用者の口座の残高の照会と、追加された家族等利用者の口座のうち円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）、貯蓄預金および定期預金を対象とした入出金明細の照会ができます。利用者および家族等利用者は、当行所定の方法により、本サービスの家族口座の連携を解除することができます。

⑩ 投資信託（NISA）の口座開設

- ・投資信託口座は、特定口座（源泉徴収あり、配当受入あり）の開設、NISA 口座の開

設を申込みできます。

・以下のいずれかに該当する方は本アプリから申込みできません。

- (a) 既に当行で投資信託口座を開設済みの方（投資信託の口座開設申込みの場合）
- (b) 既に NISA 口座を開設済みの方（他の金融機関を含む）もしくは「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の添付をともなう NISA 口座の開設をおこなう方（NISA 口座開設申込みの場合）
- (c) 18 歳未満の方または 80 歳以上の方（NISA 口座開設申込みの場合は、申込みをする年の 1 月 1 日時点で 18 歳未満または 80 歳以上の方）
- (d) 日本国籍ではない方
- (e) ちゅうぎん ID の代表口座が晴れの国支店の方または債券の指定預金口座が晴れの国支店の方（投資信託の口座開設申込みの場合）
- (f) 投資信託の指定預金口座が晴れの国支店の方（NISA 口座開設申込みの場合）
- (g) 運転免許証、マイナンバーカード、通知カードに記載の住所、氏名が、当行に登録している住所、氏名と異なる方
- (h) 運転免許証、マイナンバーカード、通知カードの氏名にアルファベットが含まれる方または当行にお届けの氏名にアルファベットが含まれる方
- (i) 運転免許証、マイナンバーカードの有効期限が切れている方
- (j) 日本国外に居住の方
- (k) 税務上の居住地国が日本のみでない方
- (l) 外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とご家族
- (m) その他当行所定の条件を満たさない方

・本アプリの操作により投資信託口座、NISA 口座開設の申込みができ、申込書への記入や届出の印章による記名押印または署名は不要です。

・以下のいずれかに該当した場合は、当行は利用者に事前に通知することなく投資信託口座の開設の取消し、投資信託取引の停止、または投資信託口座を解約することができるものとします。なお、投資信託口座が開設の取消し、取引の停止、または解約となった場合は、NISA 口座も同様の扱いとなります。

- (a) 利用者が存在しないことが明らかになった場合、また投資信託口座が利用者の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- (b) 利用者が証券振替決済口座管理約款第 16 条第 2 項に該当した場合
- (c) 住所、連絡先変更の届出を怠る等、利用者の責に帰すべき事由により、当行において利用者の所在が不明となった場合
- (d) 投資信託口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

・投資信託口座の開設の取消し、投資信託取引の停止、または投資信託口座の解約により、利用者に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。また、この取消し、停止、解約により当行に損害が生じたときは、利用者はその損害額を支払うものとしま

す。

① 投資信託（NISA）の取引

- ・投資信託の取引残高や運用損益等の確認、投資信託の購入、換金、投資信託定期・定額購入サービスの申込み、変更、解約の手続きができます。
- ・取引できる投資信託の銘柄および取引内容は当行所定のものに限りません。
- ・取引をするためには、あらかじめ投資信託口座を開設し、かつちゅうぎん ID のサービス利用口座に登録する必要があります。また、投資信託の指定預金口座を、ちゅうぎん ID の代表口座またはサービス利用口座に登録する必要があります。
- ・NISA 口座での取引は、税務署の承認後となります。
- ・取引ができるのは、18 歳以上の利用者に限られます。80 歳以上の利用者は、投資信託の購入、投資信託定期・定額サービスの申込み等、一部の機能を制限します。
- ・1 回あたりの取引金額の上限・下限については、当行所定の金額の範囲内とします。
- ・利用者により投資信託の購入申込みがおこなわれた場合、預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とし、投資信託の購入にかかわる代金と購入時手数料（消費税含む）の合計額を指定預金口座から引落します。
- ・投資信託取引の手続きは、原則として、利用者からの依頼日当日におこないます。ただし、当行所定の時限以降または銀行休業日に申込みがおこなわれた場合は、申込日の翌銀行営業日以降に手続きをおこないます。
- ・以下のいずれかに該当する場合は、投資信託の取引はおこないません。これによって生じた損害については、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。

(a) 指定預金口座から購入にかかわる代金と購入時手数料を引落しする際に残高が不足する等の理由により引落しができなかった場合（残高に当座貸越を利用できる範囲内の金額は含まれません）

(b) 投資信託口座または投資信託の指定預金口座が解約済の場合

(c) 差押等やむを得ない事情があり、当行が取引を不相当と認めた場合

(d) 次の事由で投資信託取引が不可能となった場合

(i) 海外市場の休場

(ii) 投資信託委託会社に対する認可の取消しその他の処分、手形交換所の取引停止処分、または支払いの停止もしくは破産手続き開始、民事再生手続き開始、特別清算開始その他類似の手続き開始の申立てがあった場合

(iii) 証券取引所のシステム障害等

(2) セキュリティソフト

本アプリでは、利用者の端末やアプリを、悪意のある第三者による乗っ取りや不正なアプリから保護するため、ネットムーブ社の提供するアプリ保護サービスを利用しています。利用者は、以下の事項に同意したうえで、本アプリを利用できるものとします。

① アプリ保護サービスがネットムーブ社のライセンスにかかるものであることを確認す

るため、利用者が本アプリを起動した後に、本アプリがネットムーブ社のサーバーに対して通信をおこなうこと

- ② 本アプリが、アプリ保護サービスのファイル更新のため、ネットムーブ社のサーバーに通信をおこなうこと
- ③ 前各号による通信および利用者の端末更新時等におこなわれるネットムーブ社の認証サーバーまたはアップデートサーバーへの通信により発生する通信費は、利用者の負担となること

6. 取引限度額

振替および振込、カードローン取引による1回あたりおよび1日あたりの取引限度額は、当行所定の金額とします。

7. パスワードの盗用等による不正な振込等

(1) 不正な振込等については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して次項に定める補てん対象額の請求を申出ることができます。

- ① パスワード等の盗取または不正な振込等に気づいてからすみやかに、当行への通知がおこなわれていること。
- ② 当行の調査に対し、利用者より十分な説明がおこなわれていること。
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗取にあったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、当行の調査に協力していること。

(2) 前項の申出がなされた場合において、利用者が善意かつ無過失である場合、当行は、当行へ通知がおこなわれた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする）前の日以降になされた不正な振込等の金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という）を補てんするものとします。なお、利用者が無過失と認められない場合にも、利用者に故意または重過失がない場合は一部を補てんすることがあります。

(3) 前2項は、第1項にかかる当行への通知が、パスワード等の盗取がおこなわれた日（当該盗取がおこなわれた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初におこなわれた日）から、2年を経過する日より後におこなわれた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんをおこないません。

① 不正な振込等がおこなわれたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

(a) 利用者に故意もしくは過失または法令違反があること。

利用者に過失ありとなりうる事例は次のとおりです。

(i) 当行が複数回にわたり、個別的・具体的に注意喚起していたにもかかわらず、注意喚起された手口によりちゅうぎんID・パスワード等を入力した場合。

(ii) 警察や銀行等を騙る者に対し、ちゅうぎん ID ・パスワード等を回答してしまった場合。その他、正当な理由もなく、ちゅうぎん ID ・パスワード等を他人へ教えた場合。

(iii) ちゅうぎん ID ・パスワード等の情報を手帳等にメモしていたり、スマートフォン等のメモ情報やパソコン、インターネット上のデータ保管サービス（電子メールボックス、クラウドサービス等）に保存していた場合。

(iv) 身に覚えのない預金残高の変動、ウイルス感染等により、不正な払戻しがおこなわれる可能性を認識、または認識し得たにもかかわらず、当行への通知がおこなわれていない場合。

(b) 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によっておこなわれたこと。

(c) 利用者が、被害状況についての当行に対する説明あるいは当行に提出した資料に関し、重要な事項について虚偽の説明をおこなったこと。

② パスワードの盗用等が、戦争、暴動等の社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随しておこなわれたこと。

(5) 当行が第 2 項に定める補てんをおこなう場合、不正な振込等の支払原資となった預金（以下「対象預金」という）について、利用者に払戻しをおこなっている場合には、この払戻しをおこなった金額の限度において、第 1 項にもとづく補てんに応じることはできません。また、利用者が、当該不正な振込等をおこなった者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた金額の限度において同様とします。

(6) 当行が第 2 項にもとづき補てんをおこなった場合に、当該補てんをおこなった金額の限度において、対象預金にかかる権利は消滅します。

(7) 当行が第 2 項により補てんをおこなったときは、当行は、当該補てんをおこなった金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等をおこなった者やその他の第三者に対して、利用者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

8. 利用の停止・解除

(1) 利用者からの申し出によるサービス利用停止

① 利用者が本サービスの利用を停止する場合は、当行所定の方法によって当行に申し出てください。当行はこの申出を受けた時は、本サービスの利用を停止する措置を講じます。当行はこの申出の前に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、責任を負いません。なお、本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きが必要です。手続きが完了するまでは、本サービスはご利用いただけません。

② 本サービスご利用口座を解約した場合、当該口座での本サービスの機能は利用できなくなります。

(2) 当行からのサービス利用停止

- ① 本アプリを不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合、または、利用者のご利用方法が当行および当行の利用者に対して明らかに不利益を与えると当行が認めた場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。
- ② 前号における措置により利用者の情報が削除されたために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

9. 本アプリのちゅうぎん ID 連携削除

- (1) 利用者は、当行所定の方法により、本アプリのちゅうぎん ID 連携を削除することができます。利用者がちゅうぎん ID 連携を削除した場合、ただちに本アプリの利用ができなくなります。ただし、ちゅうぎん ID 連携削除前に操作した振込予約の手続きは取消しされません。なお、ちゅうぎん ID 連携削除を行っても、ちゅうぎん ID は削除されません。ちゅうぎん ID を削除する場合は、当行ホームページからちゅうぎん ID 退会のお手続きが必要となります。
- (2) 利用者が、本アプリが利用可能な状態のままちゅうぎん ID を退会した場合、本アプリのちゅうぎん ID 連携が削除され、利用者はただちに本アプリの利用ができなくなります。
- (3) ちゅうぎん ID 連携削除により、本アプリで実施した振込履歴や振込予約履歴、登録した振込先などの情報は削除されます。また、当行は、利用者のちゅうぎん ID 連携削除により利用者または第三者に生じた損害につき、当行に責めがある場合を除き、一切の責任を負いません。

10. 禁止事項

- (1) 利用者は本サービスおよび本アプリを自身による利用のみの目的で利用するものとし、本サービスおよび本アプリに基づく利用者の権利について譲渡、質入れ、第三者の権利を設定すること、第三者に利用させることはできません。
- (2) 利用者は本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・修正・蓄積・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれに類する行為をおこなってはなりません。

11. 知的財産権等

本アプリにかかる著作権その他一切の知的財産権は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。

12. 情報利用について

- (1) 本アプリでは、ご登録いただいた情報を元に、プロモーション等を目的とした電子メール

配信等をおこなうことがあります。

- (2) 本サービスでは、本アプリの機能向上等に役立てるため、情報収集ツールとして **Firebase Analytics** を利用しています。**Firebase Analytics** では、本アプリの利用状況に関する統計分析など、利用者によりよいサービスを提供していくことを目的として、アプリケーションの利用状況を個人を特定できない形式で収集します。収集された情報は **Google** 社のプライバシーポリシーに基づき管理されます。**Google** 社のプライバシーポリシーについては、同社のサイトをご覧ください。当行は **Firebase Analytics** のサービス利用について責任を負わないものとします。

13. 免責事項

- (1) 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために利用者にも生じた損害については、当行に責めがある場合および 7 条に該当する場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (2) 端末の紛失盗難その他事故により、本アプリが不正使用され、口座の情報を第三者に閲覧された場合であっても、それにより生じた損害については、当行に責めのある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (3) 端末の障害、機種変更、端末初期化、電源オフおよび圏外時の利用、通信機械およびコンピュータ等の障害ならびに回線障害により、本サービスの提供が遅延もしくは不能となった場合、これらに関連して利用者にも損害が発生したとしても当行は一切の責任を負いません。

14. 本規定の変更

- (1) 当行は、本規定を、ちゅうぎん ID や本アプリの仕様の変更その他相当の事由があると認められる場合には、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページで公表し、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

15. 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

16. その他

- (1) 当行は、利用者が本規定に同意すること (5 条 2 項に定める事項に対する同意を含みます) を条件として、本アプリを利用者の端末でのみダウンロードして利用することのできる、日本国内における非独占的かつ譲渡不能の使用権を無償で許諾するものとします。
- (2) 当行は、利用者が普通預金規定 12 条 3 項 2 号に記載された者に該当したことが判明した

場合、同項 3 号に定める行為をした場合、本規定に違反した場合、または利用者の利用方法が当行および当行の利用者に対して明らかに不利益を与えると当行が認めた場合に、いつでも利用者に許諾した本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。この場合、利用者は直ちに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。

- (3) 本アプリは、日本その他外国の輸出入規制の対象となる可能性があるため、利用者が本アプリをインストールした端末を日本から国外へ持ち出す際には、関連法令を遵守し、これに違反した行為により生じた問題につき、利用者自身の責任と負担で解決するものとします。

以 上